

令和 8 年 1 月 30 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会

会 長 玉 卷 弘 光

(公 印 省 略)

行政文書一部公開決定処分及び行政文書非公開決定処分に対する審査
請求について（答申）

令和 7 年 10 月 20 日付けで諮問された行政文書一部公開決定処分及び行政
文書非公開決定処分に対する審査請求について、次のとおり一括して答申し
ます。

1 審査会の結論

実施機関が行った別表の（か）欄に記載の各決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、別表の（え）欄に記載の各日に、実施機関に対して、同表の（お）欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件各請求」という。）をした。
- (2) 本件各請求に対し、実施機関は、別表の（き）欄に記載の各日に、別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件各決定に不服があるとして、別表の（い）欄に記載の各日に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、令和 7 年度厚審第 1 号については、令和 7 年度厚審第 1 号に係る処分を取り消す旨の裁決及び「行政文書開示請求に基づき、後述する指針に基づき作成されてなければならない、さらなる行政文書を開示する」との裁決を求めるものであり、令和 7 年度厚審第 2 号から令和 7 年度厚審第 8 号までについては、令和 7 年度厚審第 2 号から令和 7 年度厚審第 8 号までに係るそれぞれの処分を取り消す旨の裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張を総合すると、その要旨はおおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書、再弁明書及び審査会における口頭での説明を総合す

ると、本件各決定に関する実施機関の主張はおおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、諮問に係る別表に記載の 8 件の案件について、本件行政文書の内容、本件各決定の内容及び審査請求の理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件各決定の妥当性について

実施機関は、本件各請求に対し、令和 7 年度厚審第 1 号については、令和 7 年 3 月 4 日付けの決裁文書一式（以下「厚審第 1 号に係る文書」という。）を特定し、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、行政文書一部公開決定処分を行い、令和 7 年度厚審第 2 号から令和 7 年度厚審第 8 号までについては、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき行政文書非公開決定処分を行っていることから、その妥当性について以下検討する。

ア 指針の位置付けについて

(ア) 審査請求人は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針（以下「指針」という。）については訓示規定ではなく、文書作成上の義務を課すものであると主張している。

(イ) 指針については、実施機関内部における事務処理の円滑化を目的とする内部規程に過ぎず、法規範性を有するものではない。

(ウ) たとえ、指針が条例を補完するような位置付けであったとしても、内部規程である指針の解釈権限が実施機関にある以上、訓示規定であるとする実施機関の主張に不合理な点はなく、指針は義務を課すものとする審査請求人の主張は認められない。

イ 令和 7 年度厚審第 1 号における条例第 7 条第 1 号該当性について

条例第 7 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第 7 条第 1 号本文該当性について

- a 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすると規定している。
 - b 厚審第1号に係る文書に記載されている特定の個人の氏名、住所及び電話番号は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。
- (イ) 条例第7条第1号ただし書該当性について
- a 条例第7条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
 - b 厚審第1号に係る文書に記載されている特定の個人の氏名、住所及び電話番号は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。
- ウ 本件各決定における本件行政文書の存否について
- (ア) 審査請求人は、本件行政文書（令和7年度厚審第1号にあつては、令和7年3月4日付け行政文書非公開決定通知書に係る決裁に関わった職員によって行われた会議に係る会議録。以下この(ア)及び(ウ)について同じ。）については、指針で作成が義務付けられている意思形成過程文書であり、本件行政文書が作成されていないことは、指針に反していると主張している。
- (イ) 職員が日々遂行する職務には無数の判断が含まれるが、その全て

の過程を文書として記録することは、作成される文書が膨大となり、事務処理の効率を著しく妨げるため現実的ではなく、文書化の対象は、組織としての意思決定の経緯を事後的に検証し、説明責任を果たす上で重要な事項に限定することが合理的である。指針についても、あらゆる意思形成過程の記録を無条件に求める趣旨ではなく、このような合理的な範囲での文書作成を求めるものと解すべきである。

(ウ) 本件行政文書については、内部の担当者間の打合せの議事録や、文書を作成していない理由を記録した文書等であるが、これらの文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものや、文書を作成しないことで職務上支障が生じるもの、当該事案に関する決定・記録が歴史的価値を有するものとまでは認められないことから、本件行政文書は必ずしも作成が必要となる文書には当たらないと判断する。

(エ) したがって、実施機関の文書不存在とする説明（令和7年度厚審第1号にあっては、厚審第1号に係る文書以外に行政文書を作成していないとする説明）に、特段の不自然な点や虚偽であると思われるものがあるとは認められず、一定の合理性が認められるものであり、この認定を覆すに足る具体的な事実や根拠も認められない。

エ 理由付記について

(ア) 令和7年度厚審第1号における理由付記について

a 審査請求人は、単に条文を引用し、特定の個人を識別できる情報であるためと付記するだけでは、最高裁判所平成4年12月10日判決（以下「最高裁判例」という。）の求める相手方に対し、いかなる理由に基づき処分がなされたのか了知せしめる水準の理由にはなっていないと主張する。

b 実施機関においては、令和7年度厚審第1号における処分について、特定の個人の氏名、住所及び電話番号が含まれていたことから、決定通知書において、公開しない部分として「行政文書公開請求を行った者の氏名、住所、電話番号」と、公開しない理由として「厚木市情報公開条例第7条第1号該当 特定の個人を識

別できる情報であるため」と記載したものである。審査請求人が主張する最高裁判例については、「単に非開示の根拠規定を示すだけでは、条例の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示されているところ、令和7年度厚審第1号における処分の理由付記は、非公開部分、根拠規定及びその理由について明記されたものであり、どの非公開情報に該当するのか明確に了知できるものであるといえ、理由付記における不備は認められない。

(イ) 令和7年度厚審第2号から令和7年度厚審第8号までにおける理由付記について

- a 審査請求人は、公開しない理由について、対象となる行政文書をなぜ作成（取得）していないか明記されておらず、また、指針では「4 文書不存在理由の明確化」において「不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成（取得）していない」という事実ではなく、なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない」と規定されており、理由を具体的に説明する義務がある旨、主張する。
- b しかし、実施機関においては、公開しない理由として令和7年度厚審第2号については、「文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得していないため。」と記載し、令和7年度厚審第3号から令和7年度厚審第8号については、「文書不存在 請求対象文書は、作成していないため。※本公開請求に係る類の文書は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないと判断しているため、作成をしていません。」と記載しているものであり、文書不存在の理由は記載されていることが認められる。また、前述のとおり、指針の解釈権限が実施機関にある以上、実施機関が指針「4 文書不存在理由の明確化」について、「なぜ作成（取得）していないのか」を可能な限り記述することと解釈運用しているのであり、このことに不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 10 月 20 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
11 月 19 日 (令和 7 年度第 3 回情報公開部会)	○ 実施機関から行政文書一部公開決定及び行政文書非公開決定について、理由を聴取した。 ○ 審議
令和 8 年 1 月 20 日 (令和 7 年度第 4 回情報公開部会)	○ 審議

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長 (部会長)	玉巻 弘光	学識経験者
会長職務代理者	瀬戸 崇文	学識経験者 (部会員)
	高橋 融生	学識経験者 (部会員)
	石橋 優子	学識経験者
	大賀 妙子	学識経験者
	霜島 正巳	学識経験者
	清原 悠	公募市民
	足立 絵理	公募市民